

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の5ページから11ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。
□□には「28」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所（又は事業所・事務所・居所など）」欄の（ ）内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
なお、「郵便番号」欄は、住所以外で申告をする場合、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
また、「平成 年」の空白に「29」と書き、平成29年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、42ページの「3(1) 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、【事例2】（14ページから15ページ）を参照してください。

申告書B第一表（上部）

平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 T市〇〇町8-5

氏名 東京 太郎

生年月日 3/34/05/01

収入金額等 所得金額

収入金額等	所得金額
給与	6,700,000
雑所得	4,830,000
合計	11,530,000

税務署から申告書用紙が送付されている方で、翌年以降、申告書用紙の送付が必要のない方は「○」に「○」を記入してください。

申告の種類を表示します。
土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。
あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額」⑨「合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額（土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（9ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の4ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 T市〇〇町8-5

氏名 東京 太郎

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	収入金額	所得金額
給与	6,700,000	280,200
雑所得	4,830,000	280,200

所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	金額
社会保険料控除	580,000
地震保険料控除	50,000
雑所得控除	280,200

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得から差し引かれる金額に関する事項

この事例では、土地を売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者特別控除」（8ページ参照）の適用ができませんので、源泉徴収票に記載がある場合であっても、「②①～②②配偶者（特別）控除」欄は記載しません。
扶養控除については、8ページ及び「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページを参照してください。

住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差引き」の「○」に「○」を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「自分で納付」の「○」に「○」を記入してください。

申告年分や住所、氏名などを書いてください。

所得から差し引かれる金額に関する事項

次の各種控除欄は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑫ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金（これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑫社会保険料控除」の社会保険の種類別の欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

⑭ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑮ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。
なお、⑭、⑮欄について、給与所得者が、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた金額と同じ場合には、第二表のそれぞれの欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

